



# 鳥取県公報

平成16年11月16日(火)  
第7638号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	シルバー人材センターの名称等の変更 (887) (労働雇用課) .....	1
	家畜伝染病の発生 (888) (畜産課) .....	2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (889) (森林保全課) .....	2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての 適否の決定 (890) (水産課) .....	3
	都市計画の変更予定 (3件) (891~893) (都市計画課) .....	3
	建築基準法による道路の位置の指定の変更 (894) (建築課) .....	5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (78) .....	5
教委規則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (21) (教育総務課) .....	6
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) .....	6

## 告 示

### 鳥取県告示第887号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項の規定に基づき指定されたシルバー人材センターの名称等について次のとおり変更したので、告示する。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

変更前後の別	名 称	住 所	事務所の所在地	指定に係る地域	変更年月日
変更前	社団法人湯梨浜広域 シルバー人材センター	東伯郡羽合町大字上 浅津123 - 2	東伯郡羽合町大字上 浅津123 - 2	羽合町及び東 郷町の全域	平成16年11月9日
			東伯郡東郷町大字中 興寺388 - 2		
変更後	社団法人湯梨浜町シ ルバー人材センター	東伯郡湯梨浜町大字 上浅津123 - 2	東伯郡湯梨浜町大字 上浅津123 - 2	湯梨浜町の全 域	
			東伯郡湯梨浜町大字 中興寺388 - 2		

**鳥取県告示第888号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨ－ネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町豊房2518	平成16年11月8日

**鳥取県告示第889号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町雨滝字大滝谷959（次の図に示す部分に限る。）、字奥八山961、字河合谷956の2（次の図に示す部分に限る。）、字経ノ尾990、字小杉谷789の12、789の13、789の26から789の28まで、字小谷994、995、997、998、字城坂962、962の1、字長畑ヶ496、496の1、497、字八山964の5、964の8、964の12、964の13、字古宮989、字佛谷960の1から960の3まで、字正石958（次の図に示す部分に限る。）、国府町大石字一本木854、字大足谷844から846まで、字勘助ヶ平857、字小足谷822から824まで、822の1、字高路谷853の1、853の2、字下モ小屋855、字滝谷左ノ平850、字滝ノ口860、860の1、861、861の1、862の1、862の2、863から866まで、863の1、846の1、865の1、866の1、字滝ノ谷847から849まで、848の1、851、852、字中ノ平ル858、字沼ヶ平ル856の2、字柱ヶ平859、字ヤゲン谷818から821まで・818の1・820の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町雨滝字壱反田673の2、字鎌淵886、字木地屋敷700の1、700の3、705の2、937の1、字倉本705の3、706の1から706の3まで、707の1から707の3まで、708の1、713、字芹原680、国府町木原字保木3の2、4、226、227、国府町下木原字森ノ木221、国府町栃本字宇王672、字向山平540の2、541

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町雨滝字河合谷956の6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第890号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取淀江加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

**鳥取県告示第891号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年11月16日から同月30日まで鳥取県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）、湯梨浜町役場（東伯郡湯梨浜町大字久留19 - 1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年11月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
羽合都市計画公園 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
湯梨浜町大字宇野地先

**鳥取県告示第892号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年11月16日から同月30日まで鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）、米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年11月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画道路 3・3・9号米子駅陰田線  
米子境港都市計画道路 3・4・20号車尾大谷町線  
米子境港都市計画道路 3・5・10号目久美町石井線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 米子境港都市計画道路 3・3・9号米子駅陰田線  
変更する部分  
米子市大谷町
  - (2) 米子境港都市計画道路 3・4・20号車尾大谷町線  
追加する部分  
米子市目久美町及び大谷町
  - (3) 米子境港都市計画道路 3・5・10号目久美町石井線  
変更する部分  
米子市目久美町

**鳥取県告示第893号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年11月16日から同月30日まで鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）、米子市役所（米子市加茂町一丁目1）、境港市役所（境港市上道町3000）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年11月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・3・7号米子駅境線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## 追加する部分

米子市大篠津町字後川尻、字尊ヶ谷、字城跡、字藪添及び字荒山入口並びに境港市佐斐神町字大上、字長山、字長山灘、字上灘、字上東屋敷、字中東屋敷、字御休所、字青木及び字丸塚

## 削除する部分

米子市大篠津町字垣ノ内、字荒山及び字松中並びに境港市佐斐神町字岡ノ出口、字岡ノ出口ノ一、字藤塚、字藤塚ノ一、字殿ノ後及び字垣ノ内

## 変更する部分

米子市大篠津町字元屋敷、字中津賀、字藤兵衛堀、字大西、字東外堀及び字外堀並びに境港市佐斐神町字行淵及び字行淵ノ一

## 鳥取県告示第894号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を平成16年11月16日付けで次のとおり変更したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）第9条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名	変更後の道路の位置の指定場所	変更後の道路の幅員及び延長
鳥取市徳尾189 - 1 株式会社英和 代表取締役 小林範丈	八頭郡郡家町大字郡家字河井上分 25 - 1、26 - 2、26 - 3、36 - 1、 37 - 1	幅員 6.00メートル
		延長 63.4メートル
		幅員 6.39メートル
		延長 40.5メートル

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第78号

平成16年第15回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年11月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 日時 平成16年11月19日（金） 午後1時40分
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
  - 平成16年度政治団体関係者研修会の開催について

(2) その他

## 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月16日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第21号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(手当の額) 第4条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。	(手当の額) 第4条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>寒冷地手当</u> 、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年11月16日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

### 1 講習の種別及び受講対象者

#### 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

### 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成16年12月3日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成16年12月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

### 3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

### 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

### 6 携行品

筆記用具及び印鑑

